

南砺市協働のまちづくりモデル事業（集落・町内会・自治会対象枠） 採択事業選考に係る選考方法・選考評価基準

南砺市協働のまちづくりモデル事業（集落・町内会・自治会枠）の採択事業選考に関する基準は、次のとおりとする。

◇選考方法

1. 選考

- ・選考は、南砺市協働のまちづくりモデル事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により提出された、協働のまちづくりモデル事業実施採択申請書により行うものとする。
- ・選考において、追加資料の提出の必要が生じた場合は、その旨を申請者に伝え、資料の提出を求めるものとする。
- ・選考審査項目は、南砺市協働のまちづくりモデル事業補助金交付要綱第6条第2項各号に掲げる基準を総合的に勘案して設けることとし、次に掲げるとおりとする。

- ① 地域の課題解決事業であるか。（①又は②のどちらか）
- ② 地域づくり事業であるか。（①又は②のどちらか）
- ③ 住民自治活動の充実・強化が期待できる事業であるか。
- ④ 全体的な評価
- ⑤ 市が実施する他の補助事業に該当しないか。

2. 決定方法

① 採択事業の決定

- ・各選考委員の点数を合計した結果、多くの点数を獲得し、且つ、選考委員全員の合意により対象事業を選び再選考する。

◇選考評価基準

1. 評価基準

- ① 評価は、10段階及び20段階をもって評価する。
- ② 10段階評価の評価項目については、次の基準をもって判断して評価項目の点数とする。

極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
10点	8点	5点	3点	1点

- ③ 20段階評価の評価項目については、次の基準をもって判断して評価項目の点数とする。

極めて良好	良好	普通	やや不十分	不十分
20点	16点	10点	6点	2点

◇選考結果の公表

1. 公表及び結果通知

- ・選考審査の結果は、市ホームページで公表するとともに、併せて、申請した集落、町内会、自治会へも採択の可否とともに公表する。